

JIS

環境マネジメントシステムー実施の一般指針

JIS Q 14004 : 2016

(ISO 14004 : 2016)

(JSA)

平成 28 年 5 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 適合性評価・管理システム規格専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	棟 近 雅 彦	早稲田大学
(委員)	阿 部 隆	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	石 飛 博 之	国立研究開発法人国立環境研究所
	岩 本 佐 利	一般社団法人日本電機工業会
	大 石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	太 田 秀 幸	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	椛 島 裕美枝	イオン株式会社
	木 村 昌 司	一般社団法人日本建設業連合会
	小 林 憲 明	一般財団法人日本品質保証機構 (日本マネジメントシステム認証機関協議会)
	新 見 裕 一	公益財団法人医療機器センター
	水 流 聡 子	東京大学
	中 川 梓	公益財団法人日本適合性認定協会
	長谷川 幸 生	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	平 岡 靖 敏	一般財団法人日本規格協会
	二 木 幹 夫	一般財団法人ベターリビング
	細 谷 恵	主婦連合会
	松 本 芳 彦	一般社団法人日本化学工業協会
	矢 野 忠 行	一般財団法人日本品質保証機構 (JIS 登録認証機関協議会)
	山 田 秀	筑波大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 8.10.20 改正：平成 28.5.20

官 報 公 示：平成 28.5.20

原 案 作 成 者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：適合性評価・管理システム規格専門委員会 (委員長 棟近 雅彦)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	3
2 引用規格	4
3 用語及び定義	4
3.1 組織及びリーダーシップに関する用語	4
3.2 計画に関する用語	5
3.3 支援及び運用に関する用語	7
3.4 パフォーマンス評価及び改善に関する用語	8
4 組織の状況	9
4.1 組織及びその状況の理解	9
4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解	12
4.3 環境マネジメントシステムの適用範囲の決定	14
4.4 環境マネジメントシステム	15
5 リーダーシップ	16
5.1 リーダーシップ及びコミットメント	16
5.2 環境方針	18
5.3 組織の役割, 責任及び権限	20
6 計画	20
6.1 リスク及び機会への取組み	20
6.2 環境目標及びそれを達成するための計画策定	30
7 支援	32
7.1 資源	32
7.2 力量	33
7.3 認識	35
7.4 コミュニケーション	35
7.5 文書化した情報	38
8 運用	40
8.1 運用の計画及び管理	40
8.2 緊急事態への準備及び対応	42
9 パフォーマンス評価	43
9.1 監視, 測定, 分析及び評価	43
9.2 内部監査	46
9.3 マネジメントレビュー	46
10 改善	47
10.1 一般	47

	ページ
10.2 不適合及び是正処置	48
10.3 継続的改善	49
附属書 A (参考) 活動・製品・サービス, これらに伴う環境側面及び環境影響, リスク及び 機会, 並びに取組みの例	51
附属書 B (参考) 環境マネジメントシステムの実施のための段階的アプローチ (JIS Q 14005 に基づく)	59
参考文献	61
解 説	63

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS Q 14004:2004** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

環境マネジメントシステム—実施の一般指針

Environmental management systems— General guidelines on implementation

序文

この規格は、2016年に第3版として発行されたISO 14004を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

将来の世代の人々が自らのニーズを満たす能力を損なうことなく、現在の世代のニーズを満たすために、環境、社会及び経済のバランスを実現することが不可欠であると考えられている。持続可能な開発は、環境、社会及び経済という持続可能性の“三本柱”のバランスをとることによって達成される到達点である。

組織は、公的か私的か、規模の大小、及び先進国か新興国かを問わず、環境に影響を与えており、またその見返りとして、環境からの影響を受ける可能性がある。人類の発展及び繁栄は、全人類の活動及び生産性のよりどころとなっている天然資源の保存及び保全にかかっているということの理解が深まりつつある。健全な環境パフォーマンスを達成するためには、環境マネジメントシステムの体系的なアプローチ及び継続的改善に対する組織のコミットメントが必要である。

社会の期待を背景に、全ての組織が効率性、透明性及び説明責任を高めることで、人類の発展を支えるために必要な資源のマネジメントを改善することへのニーズが高まっている。気候変動、資源の過剰消費、並びに生態系の劣化及び生物多様性の喪失から生じる問題による環境への負荷が増大している。

この規格の狙いは、より良い環境マネジメントを支援するために、システムを確立し、実施し、維持し、継続的に改善するための、共通の枠組みに関する手引を組織に提供することである。この環境マネジメントの枠組みは、組織の長期的な成功、及び持続可能な開発の総合的な到達点に寄与することが望ましい。しっかりとした、信ぴょう（憑）性及び信頼性のある環境マネジメントシステムの枠組みを、図1に示す。この枠組みには、次の事項が含まれる。

- 組織の活動が行われる状況を理解する。
- 利害関係者の関連するニーズ及び期待は組織の環境マネジメントシステムと関連するため、利害関係者の関連するニーズ及び期待を決定し、理解する。
- 環境方針及び環境目標を確立し、実施する。
- 環境パフォーマンスの改善において、トップマネジメントが主導的な役割を果たす。
- 著しい環境影響をもたらす可能性のある、組織の活動、製品及びサービスの側面を特定する。
- 事象を含む、組織に影響を与える可能性のある環境状態を特定する。
- 次に関連する、取り組む必要がある組織のリスク及び機会を考慮する。
- 組織の環境側面